

医薬品の一般小売店における販売について

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日）において「医薬品の一般小売店における販売については、利用者の利便と安全の確保について平成 15 年中に十分な検討を行い、安全上特に問題がないとの結論に至った医薬品すべてについて、薬局・薬店に限らず販売できるようにする」ことが閣議決定された。厚生労働省は、本年 7 月、371 品目（15 製品群）を「医薬部外品」に移行し、一般小売店において販売可能としたが、「薬効成分を変えることなく、医薬品を医薬品のままで、一般小売店で販売できるようにする」ことが、当会議の主張であり、また閣議決定の内容と認識している。

そこで、以下の事項について、貴省の見解を伺いたい。

- 貴省における検討において、「安全上特に問題がない」と判断する基準について、具体的かつ詳細に示されたい。
- 「解熱鎮痛剤」、「胃腸薬」、「感冒薬」、「整腸薬・下痢止め」などの一般小売店における販売を可能とすれば、消費者の利便性が大幅に向上すると考えられるが、こうした利用者側の視点を検討会ではどのように考慮されているのか貴省の見解を示されたい。
- 医薬品の販売制度については、厚生科学審議会医薬品販売制度改正検討部会において検討が進められているものと承知しているが、販売時における薬剤師など専門家の関与のあり方について、どのような観点から検討がなされているか。
- 医薬品のリスク、医薬品の販売にあたっての服薬指導・処方の要不要などにより、「医薬品」の区分を整理した上で、リスクの低い医薬品について、「薬効成分を変えることなく、医薬品のままで一般小売店において販売」させるべきと考えるが、貴省の見解を示されたい。また、不明確となってきたいる医薬品と医薬部外品の区分を今一度明確化することが必要と考えるが、貴省の見解を示されたい。

以上